

事務担当(代表)各位

事務連絡  
令和2年6月26日  
茨城県剣道連盟居合道部事務局

居合道八段審査会(京都府)要項の送付について

このことについて、別紙のとおり全日本剣道連盟から通知がありました。  
受審を申し込まれた方は、要項及び感染防止その他通知をご確認くださいようお願いいたします。  
特に連絡がない場合は、添付の受審者一覧表について、全剣連宛て提出致します。

記

- 1 今回の審査は、令和2年5月3日の京都審査に申し込んだ方のみが対象です。
- 2 申込者名簿（受審日が8月29日に変更になり年齢変更の方がおります）  
受審者一覧表を、支部事務担当もしくは支部代表にお送りします。何かございましたら事務局まで  
連絡をお願いします。
- 3 連絡先 茨城県剣道連盟居合道部事務局宛て  
〒306-0042 古河市三和147-3 伊藤政敏 方 TEL:080-9824-4458  
Eメール:info@ibaraki-iai.com FAX:03-6893-6792
- 4 連絡期限 令和2年7月22日(水)必着
- 5 その他・宿泊については、各自でお申し込み願います。

以上

# 居合道 八段・七段・六段 審査会 (京都) 要項

全日本剣道連盟

## 1. 期 日

### (1) 八段審査会

- ①令和2年8月29日(土)
- ②受付開始・終了および審査開始時刻
  - ア. 受付開始・終了 午前11時00分～午前12時00分
  - イ. 審査開始時刻 午後12時30分(予定)

### (2) 七段審査会

- ①令和2年8月30日(日)
- ②受付開始・終了および審査開始時刻
  - ア. 受付開始・終了 午前9時～午前9時30分
  - イ. 審査開始時刻 午前10時(予定)

### (3) 六段審査会

- ①令和2年8月30日(日)
- ②受付開始・終了および審査開始時刻
  - ア. 受付開始・終了 午後12時30分～午後1時(受付時間まで入場不可)
  - イ. 審査開始時刻 七段審査終了後

\*受付終了後は、審査の進行上、一切受けません。必ず時間を厳守してください。  
また、各受審段位ごとの受付時間に合わせて来場してください。

3. 会 場 京都市武道センター主道場  
〒606-8323 京都府京都市左京区聖護院円頓美町46-2 電話 075-751-1255  
\* 交通機関 別紙案内図参照

4. 主 催 全日本剣道連盟

5. 審査方法 全日本剣道連盟 居合道称号・段位審査規則・細則ならびに同実施要領による。

## 6. 審査科目

### (1) 八段審査

- ①第一次実技 全剣連居合6本
  - ②第二次実技 全剣連居合12本(第一次実技審査合格者による)
- ※第一次実技演武時間は7分以内、第二次実技演武時間は12分以内とし、正面の礼より計測し、正面の礼を終了し、携刀姿勢になるまでとする。

### (2) 七段・六段審査共通 全剣連居合6本

※演武時間は7分以内とし、正面の礼より計測し、正面の礼を終了し、携刀姿勢になるまでとする。

※八段(一次・二次)七段および六段共に太刀は真剣とし、下げ緒を結束すること。

なお、全剣連居合については当日、技を指定する。

※審査においては面マスクまたはマスクを着用してください。

## 7. 受審資格

- (1) 八 段 ※令和2年5月の京都八段審査に申込みをした者。
- (2) 七 段 平成26年8月31日以前に六段を取得した者。
- (3) 六 段 平成27年8月31日以前に五段を取得した者。

## 8. 年齢基準

- (1) 八段審査 審査日の当日（令和2年8月29日）とする。
- (2) 七段・六段審査 審査日の当日（令和2年8月30日）とする。

## 9. 申込み

- (1) 申込方法 受審を希望する者は、登録連盟を通じて申込みこと。  
各都道府県剣道連盟会長は、申込者を一括して本連盟会長宛に送付すること。  
なお、個人直接の申込みは受理しない。
- (2) 申込締切 令和2年8月8日（土）
- (3) 申込先 〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-14  
靖国九段南ビル2階 全日本剣道連盟  
電話 03-3234-6271 FAX 03-3234-6007
- (4) 申込書
  - ①各段位ごとに所定の用紙による。
  - ②現在受有段位の取得年月日、生年月日は正確に記入すること。  
(記載のない場合または虚偽の場合は受審を認めない。)※各都道府県剣道連盟は受審申込者に受付時間を周知徹底してください。

## 10. 審査料

各都道府県剣道連盟は、全剣連審査料(含む消費税)1名につき(七段)7,700円、  
(六段)6,660円を下記口座いずれかに一括して振込むこと。  
※八段は令和2年5月審査申込者のみ対象といたします。お預かりしている受審料を  
振替え充当させて頂きますので、八段受審者は、申込のみ登録の剣道連盟にして下さい。

### 記

- 1. 郵便振替番号 00120-6-57069  
加入者 全日本剣道連盟
- 2. 三井住友銀行 本店営業部 普通預金 No.3042990  
口座名 全日本剣道連盟

## 11. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各  
都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」10月号および全剣連ホーム  
ページ (<https://www.kendo.or.jp/>) に合格者の氏名を掲載する。  
居合道八段合格者は、本来審査会（5月3日）の日に合格したものと見なされます。

## 12. 安全対策

受審者は、各自十分に健康管理に留意し本審査会に参加すること。

受審者は、健康保険証を持参のこと。

高齢の受審者については、特に留意のこと。

主催者において、審査実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。なお、主催者は、審査中の受審者の事故に対し（審査会場への往復途上を含む）傷害保険に加入する。

## 13. 個人情報保護法への対応 ※以下を申込者に周知して下さい。

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、居合道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

## 14. 注意事項

(1) 受審者は、各都道府県剣道連盟に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに、参加すること。

(2) 審査会場に、車での来場は一切禁止とする。

※本審査会は、審査運営関係者および受審者のみとし、見学者は一切お断りします。

受審者は、受付時間に来場し、審査が終了次第会場から退出してください。

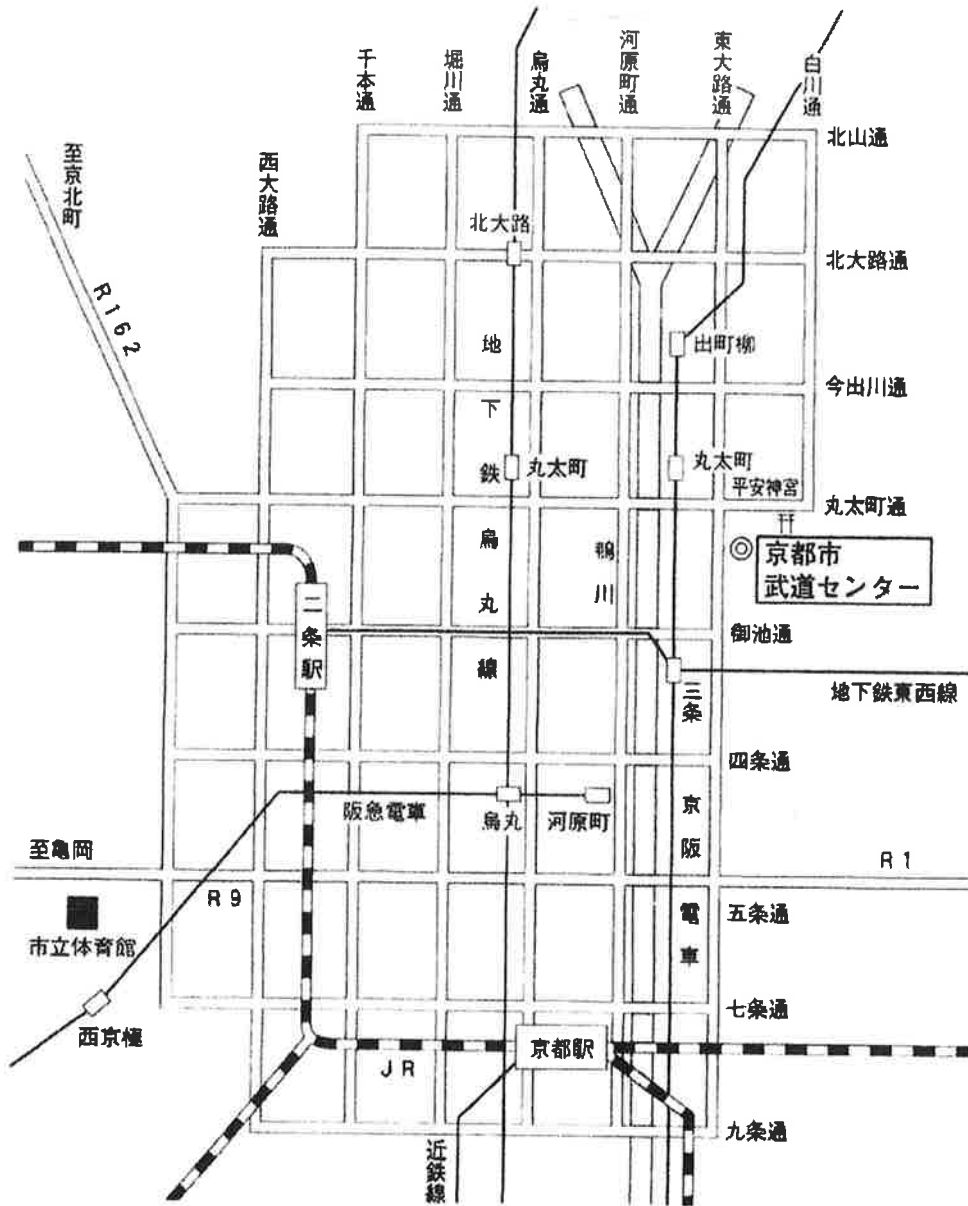
※本審査会では、入場時体温測定を実施し37.5度以上ある方は受審できません。

受審者は、必ず面マスクまたはマスクを着用してください。

# 京都市武道センター案内図

住 所 京都市左京区聖護院円頓美町46番地の2

電 話 075-751-1255



受 審 者 各 位

全日本剣道連盟

### 審査における新型コロナウイルス感染症対策

審査当日は、下記事項に十分注意願います。

- ① 審査当日、発熱や風邪のような症状がある場合は受審できません。
- ② 見学者、付き添いは入場をお断りします。
- ③ 施設入口では、各々2メートル以上間隔をとって並んでください。
- ④ 施設入口で、体温測定を行い、あらかじめ配布した「受審者確認票」を提出願います。
- ⑤ 施設内は、必ずマスクをしてください。
- ⑥ 施設入場後、受付をして受審カードをもらい、観覧席で着替えて待機願います。
- ⑦ 観覧席では、隣同士間隔をあけ（1席以上空ける）着席願います。
- ⑧ 女子の方は、更衣室で密接状態にならないよう交代で使用する等注意してください。
- ⑨ 実技審査は、面マスク等をつけてください。
- ⑩ 実技受審番号は、各会場ごとに呼び出された方のみ、審査会場に集合してください。
- ⑪ 実技合格者は、係員の指示で形審査会場に移動します。
- ⑫ 実技不合格者は、速やかに更衣を行い退館願います。
- ⑬ 受付、トイレ等にアルコール消毒液が準備されているので、各自消毒してください。
- ⑭ 施設内では、フィジカル・ディスタンス（人と人の距離を最低でも1メートル、できれば2メートル）を常に保つようにしてください。

## 受審者確認票

登録都道府県名

氏名

年齢

審査当日の体温

緊急時連絡先電話番号

## 大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上



この刀は、教育委員会に登録しております。剣道および居合道の稽古・試合等に使用するためのものです。

この刀を刀袋に納めた形で登録証と共に携行することは、関係法令により「正当な理由があるもの」と認められております。

一般財団法人 全日本剣道連盟

この模造刀は、剣道および居合道の稽古・試合等に使用するためのものです。

この模造刀を刀袋に納めた形で携行することは、関係官庁より「正当な理由あるもの」として、支障ないものとされています。

一般財団法人 全日本剣道連盟